

月刊ハローワーク通信

ハローワーク秋田の業務内容やイベントなどを紹介する広報紙です

《2019.9月号》

発行：〒010-0065 秋田市茨島1-12-16

ハローワーク秋田（電話 018-864-4111）

（FAX 018-864-1815）

ハローワーク秋田に電話の際は、音声案内にしたがって担当の「部門コード」を入力してください。



“君もトラックドライバー” シューカツ2019 in トラック協会



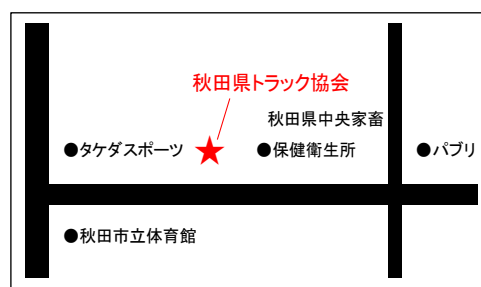
（公社）秋田県トラック協会において、トラックドライバーを募集している事業者と求職者との面談会を開催致します。トラックドライバー職を希望している方、免許は取得したけど就職しようか迷っている方、話だけでも聞いてみたい方、などなど誰でも参加可能です。

履歴書不要、服装自由のアットホームなイベントですのでお気軽にご参加下さい。

日 時：令和元年9月19日（木）
14：00～16：00
（13：50までに受付をお済ませ下さい）

場 所：（公社）秋田県トラック協会3階
秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

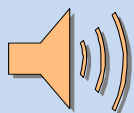
★参加希望の方はハローワークカードをご持参下さい。



【お問い合わせ先】

（公社）秋田県トラック協会 業務課 TEL：018-863-5331

ハローワーク秋田 紹介部門 TEL：018-864-4111（部門コード41#）



《information》

イベント情報

～ハローワーク秋田が主催（または共催）する面接会や各種相談会の情報です～

○「ミニ面談会（ココロde面談会）」

- * 求人者と求職者の接触の機会を増やすため、ハローワーク秋田の相談室で開催するミニ面談会です。履歴書を持参しての堅苦しい面接会ではなく、お気軽に事業所の担当者から会社内容、求人内容、求人条件を聞くことができます。服装も自由です。
- * 会場はハローワーク秋田1階相談室となります（当日は、1階総合案内で受付してください）。
- * 参加を希望される方は、ミニ面談会担当者へお申込みください（事前予約をおすすめします）。

9月の予定(令和元年8月30日現在) 予定は変更となる場合があります。詳しくはお問い合わせ下さい。

時間は午前⇒10:00～12:00・午後⇒2:00～4:00となります。

- ①9月 2日 午前：池田ライフサポート&システム株式会社
- ②9月 3日 午前：株式会社全建
- ③9月 4日 午前：株式会社ニテイ学館秋田支店
- ④9月 5日 午前：株式会社木村スタンド
- ⑤9月 6日 午前：株式会社和敬園
- ⑥9月 9日 午後：横浜電子工業株式会社
- ⑦9月10日 午前：西武 秋田店
- ⑧9月11日 午前：社会福祉法人秋田聖徳会 午後：社会福祉法人秋田県社会福祉事業団 高清水園
- ⑨9月12日 午前：有限会社やさしい手秋田
- ⑩9月13日 午後：株式会社へいあん秋田
- ⑪9月17日 午前：株式会社虹の街
- ⑫9月18日 午前：株式会社秋田キャッスルホテル
午後：あいおいニッセイ同和損害保険株式会社秋田支店
- ⑬9月19日 午前：国際タクシー株式会社 午後：三協フロンテア株式会社
- ⑭9月20日 午前：ヤマト運輸株式会社 秋田法人営業支店 午後：株式会社品川商事 秋田店
- ⑮9月24日 午前：株式会社プレステージ・インターナショナル
- ⑯9月25日 午前：有限会社クリーンマジック 午後：株式会社ジェイエイ秋田葬祭センター
- ⑰9月26日 午前：株式会社インテレクション 午後：三国商事株式会社
- ⑱9月27日 午前：社会福祉法人晃和会
午後：医療法人正和会、社会福祉法人正和会、株式会社日本ケアシステム
- ⑲9月30日 午前：社会福祉法人幸楽会 午後：株式会社ケア・ファースト

【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

○「会社説明会のご案内」 履歴書いらずで、手ぶらでGO!!

- * 求人に興味はあるけれど、いきなり面接は不安…、色々な会社の情報を集めたい！
こんな声にお応えして、会社説明会を開催します。服装も自由です。
- * 会場はハローワーク秋田2階会議室、時間は10:00～10:30となります。
（参加希望者は9:50までに直接会場へお入り下さい。）
- * 希望者は、説明会終了後別会場での個別面談もできます。

- ①9月 5日(木) ヤマト運輸株式会社 秋田法人営業支店
- ②9月 6日(金) 株式会社プレステージ・インターナショナル
- ③9月13日(金) 有限会社クリーンマジック
- ④9月24日(火) 株式会社虹の街



【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

令和元年10月3日(木)から秋田県の最低賃金が変わります。

1時間あたり(28円引き上げられ)

790円に！

秋田県内すべての労働者に適用されます

次に掲げる賃金は、最低賃金額の計算には含まれません

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (3) 1カ月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- (4) 時間外、休日及び深夜労働に対する賃金

【問い合わせ先】秋田労働局賃金室（018-883-4266）

または秋田労働基準監督署（018-865-3671）まで。



“ハロトレ”情報 <就職のために新たな技能や知識を習得しませんか！>

区分	訓練科名	訓練期間	定員	訓練実施場所	募集期間
公共 職業訓練	医療事務科	19.10.17～20.1.21	20名	ニチイ学館秋田支店 秋田教室	19.8.19～19.9.18
	パソコン初級科	19.10.24～20.1.27	20名	トラパントコンテンツスクール本校	19.8.22～19.9.24
	金属加工技術科	19.11.1～20.4.28	10名	ポリテクセンター秋田	19.9.2～19.9.27
	住宅リフォームデザイン科	19.11.1～20.4.28	15名	ポリテクセンター秋田	19.9.2～19.9.27
求職者 支援訓練	2ヶ月で身につけるパソコンスキル基礎科	19.9.30～19.11.29	12名	トラパントコンテンツスクール竿燈大通り校	19.8.15～19.9.4
	パソコンも学べる介護職員初任者研修 スキルアップ訓練科	19.10.10～20.1.16	12名	ママファミ介護教室	19.8.22～19.9.12
	Web制作技術者養成(夜間)科	19.10.29～20.3.28	15名	トラパントコンテンツスクール本校	19.9.9～19.9.30

☑選考により受講者を決定しますので、お申込みいただいても受講できない場合があります。ご了承ください。

☑日程等が変更される場合がありますので、申込み前に再度確認願います。

☑受講料は無料ですが、教材等の自己負担があります。

☑「ハロトレ」【ハロートレーニング ～急がば学べ～】は、「公的職業訓練」の「愛称」と「キャッチフレーズ」です。



【お問合せ先：紹介第1部門 部門コード 41#】

○各種相談会

*各相談会とも、事前の予約が必要です。 相談会場は、いずれもハローワーク秋田1階相談室です。

◆「雇用保険と老齢厚生年金の併給調整、国民健康保険料の軽減措置」について

☐ 相談実施日：9月9日（月）、9月24日（火）
13：00～17：00

【担当：雇用保険給付課 部門コード 11#】

◆「しごと・ストレスチェック相談室」

☐ 相談実施日：9月6日（金）、9月20日（金）
13：00～15：00

【担当：紹介第1部門 部門コード 41#】

◆「福祉のお仕事」相談コーナー（秋田県福祉保健人材・研修センター）

☐ 相談実施日：9月17日（火）
10：00～15：00

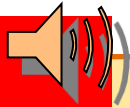
【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

◆「看護のお仕事」相談会（秋田県ナースセンター）

☐ 相談実施日：9月10日（火）、9月27日（金）
9：00～12：00

【担当：紹介第2部門 部門コード 41#】

予告



ハローワーク秋田では介護、看護、保育、建設、警備、運輸分野などの職種について、求人者・求職者の両面から一体的な人材確保支援を行う専用窓口「人材確保対策コーナー」を設置しています。

応援します！ あなたの会社の 人材確保！

ハローワーク秋田の
人材確保対策コーナー
「ミタス（愛称）」
10月リニューアル！

労働局・ハローワークが人材確保を、お手伝いします。
人材確保のキーワードは「働き方改革」です。

「ミタス」

「ミタス」は、人材確保に取り組む事業所を知ってもらう「見る」と、人材確保分野に求職者の方を紹介し「充たす」、とを掛けたものです。

秋田労働局・ハローワーク秋田

このたび、10月に人材確保対策コーナーを「ミタス」の愛称とともに、各業界の魅力を発信するコーナーとして、強化リニューアルすることとなりました。★ご期待下さい！★



ハローワーク秋田 雇用の動き（令和元年7月）

概況（常用）

月間有効求人数は8,294人（前年同月比3.6%減少）、月間有効求職者数は6,557人（前年同月比0.4%減少）となった。結果、月間有効求人倍率（原数値）は、1.26倍（前年同月1.31倍）と対前年同月比で0.05P低下した。

【用語解説】

- * 月間有効求人数：前月から繰越された有効求人数（前月末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう）と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- * 月間有効求職者数：前月から繰越された有効求職者数（前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう）と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。
- * 月間有効求人倍率：求職者に対する求人数の割合をいい、「月間有効求人数」を「月間有効求職者数」で除して得たもの。

■有効求人倍率（常用）の推移

